

今治市収入保険加入促進事業費補助金交付要綱

令和4年4月1日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業者の経営安定化に資するため、全国農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）から委託を受けた愛媛県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）に加入した農業者に対し、市の予算の範囲内で交付する今治市収入保険加入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）について、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定による認定を受けた者をいう。
- (2) 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定による認定を受けた者をいう。
- (3) その他の農業者 前2号以外の農業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、認定農業者、認定新規就農者又はその他の農業者とし、次の要件を全て満たす個人又は法人とする。

- (1) 今治市内に住所を有する個人又は本店若しくは主たる事務所を市内に有する法人
- (2) 全国農業共済組合連合会事業規程（以下「事業規程」という。）の定めるところにより、収入保険に係る保険関係を新規に成立させた者（当該補助金の交付を受けようとする年度の前年度3月31日までに保険期間が開始する収入保険への加入がない者に限る。）
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者（法人の場合は役員等が暴力団員でない者）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業規程に規定する保険契約の締結を証する書面に記載されている補助対象者が負担する収入保険の保険料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおり補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、補助限度額を上限とする。

2 補助対象者が補助金の交付申請日までに全国農業共済組合連合会に支払った保険料の額が、前項で算出した額より少ない場合は、その額を補助金の額とする。

（補助金の交付申請等の委任）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の申請、請求及び受領等に関する一切の手続を、愛媛県農業共済組合の長（以下「組合長」という。）を代理人として委任しなければならない。

2 前項による委任は、委任状（別記様式第1号）を作成することにより行うものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条の規定により委任を受けた組合長は、補助金の交付を受けようとするときは、今治市収入保険加入促進事業費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 前条第2項の規定により作成した委任状
- （2） 収入保険証書の写し、又は収入保険に加入したことを証明できるもの
- （3） 収入保険の保険料等明細一覧
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金の交付が不相当であると認めるときは、その旨を今治市収入保険加入促進事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により組合長に通知するものとする。

（支払い完了報告）

第9条 前条の規定により補助金の交付を受けた組合長は、委任者に対する補助金の支払を完了したときは、速やかに今治市収入保険加入促進事業費補助金完了報告書（別記様式第4号）により市長に報告しなければならない。

（補助金の返還等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 補助金対象者が保険料の未納等により加入を解除されたとき。
- （2） 交付決定後に保険料の再算定が行われ、保険料が減少したとき。

- (3) 補助対象者の死亡、廃業又は解散等により保険料が返還されたとき。
- (4) その他補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。

(保険料の再算定後の報告)

第11条 組合長は、補助対象者の保険料の再算定を行い、保険料が減額した場合においては、再算定後の報告を今治市農業共済収入保険加入促進事業費補助金に係る再算定後の状況報告書(別記様式第5号)により、収入保険の保険料等明細一覧及び収入保険証書の写しを添えて、市長に報告しなければならない。

2 保険料の再算定が行われ、保険料が増額した場合においては、補助金の交付決定額の増額はできないものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、組合長又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 補助対象事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、その他補助金の使用が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業者	補助率	補助限度額
認定農業者	1/2以内	100,000円
認定新規就農者		
その他の農業者	1/3以内	

別記様式第1号（第6条関係）

委任状

年 月 日

（宛先）今治市長

委任者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）

私は、愛媛県農業共済組合長を代理人と定め、 年度今治市収入保険加入促進事業費補助金に係る申請、請求及び受領に関する一切の権限を委任します。

別記様式第2号（第7条関係）

年度今治市収入保険加入促進事業費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者（受任組合長）

住 所

名 称

代表者氏名

年度において、今治市収入保険加入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。

記

1 補助金交付申請額 円

（添付書類）

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店 支所
口座名義人	フリガナ	
預金種別	普通 当座	口座番号

2 添付書類

- （1） 委任状
- （2） 収入保険証書の写し、又は収入保険に加入したことを証明できるもの
- （3） 収入保険の保険料等明細一覧
- （4） その他市長が必要と認める書類

担当者

職（担当）

氏名

電話番号

別記様式第3号（第8条関係）

今治市指令記号第 号

申請者（受任組合長）

住 所

名 称

代表者氏名

今治市収入保険加入促進事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった今治市収入保険加入促進事業費補助金の交付について、次の理由により交付しないものと決定したので通知します。

年 月 日

今治市長 印

交付しないことと決定した理由

別記様式第4号（第9条関係）

年度今治市収入保険加入促進事業費補助金完了報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

報告者（受任組合長）

所在地

名 称

代表者氏名

年度今治市収入保険加入促進事業費補助金について、別紙のとおり報告します。

※ 委任者に対する補助金の支払が完了したことが分かる資料を添付すること。

担当者

職（担当）

電話番号

氏名

別記様式第5号（第11条関係）

今治市農業共済収入保険加入促進事業費補助金に係る再算定後の状況報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

報告者（受任組合長）

所在地

名 称

代表者氏名

今治市農業共済収入保険加入促進支援事業により交付を受けた補助金について、保険料の再算定を行ったので今治市農業共済収入保険加入促進支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付決定の基となった保険料 | 円 |
| 3 再算定後の保険料 | 円 |
| 4 再算定後の返還額 | 円 |
- 5 添付書類
- （1） 事業実施報告書（別紙）
 - （2） 保険料等明細一覧表
 - （3） 収入保険証書の写し
 - （4） その他市長が必要と認める書類

別紙

事業実施報告書（再算定後に保険料額が下がった者）

補助対象者		交付申請時の 事業費 (保険料) 円	再算定後の 保険料 円	再算定後の 事業費の負担区分		補助対象者の 交付決定額 円	返還額 円
住所 (所在地)	氏名 (名称)			負担率 1 / 2 (a)	市 円		
合計							